

【2010年11月22日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第10号 ■

入っていますか？ 労働保険

事業主は、労働に伴う負傷や疾病、失業などの不慮の事態に備えるため、従業員（パート・アルバイトを含みます）を1人でも雇用していれば、労働保険に加入する必要があります。

労働保険とは「労働者災害補償保険（労災保険）」と「雇用保険」の総称で、事業主は労働保険の加入手続きを行って、保険料を納付しなければなりません。

労災保険料は事業主が全額負担、雇用保険料は事業主・労働者双方で負担します。

手続きをしていない事業主の方は、速やかに加入の手続きを行ってください。

【労働保険の制度・手続きについて】

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm

労働保険の手続きは、電子申請でも行うことができます。

【電子申請について】

<http://www.e-gov.go.jp/>

労災保険はすべての従業員に適用されますが、雇用保険の適用範囲は次の通りです。

- ・31日以上雇用見込みがあること
- ・1週間の所定労働時間が20時間以上であること

いずれにも当てはまる従業員がいる場合は、雇用保険に加入する必要があります。

※雇用保険の適用範囲が「6カ月以上の雇用見込み」から「31日以上雇用見込み」へと拡大されていますので、ご注意ください。

【雇用保険の適用拡大について】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken/osirase.html>

これを機に加入状況を確認し、未加入の従業員がいる場合には、速やかに手続き
するようお願いいたします。

=====

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」
へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====